

法人の場合

法人様からいただきました寄付金は当該事業年度の損金に算入されますが、損金算入には免税措置により次の2種類の方法があります。どちらかの選択をお願いいたします。

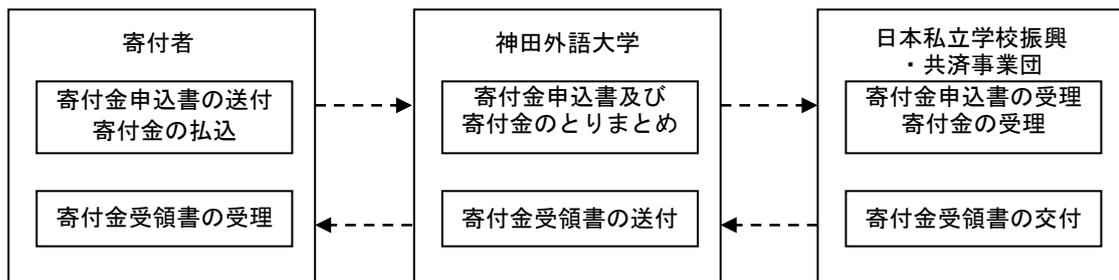
1. 受配者指定寄付金（全額損金に算入できる寄付金）

この寄付金は、全額を損金に算入できます。日本私立学校振興・共済事業団を経由する指定寄付金です。事業団宛の“寄付申込書（白用紙）”【法人用＜受配者指定寄付＞】を大学に提出していただきますと、大学で必要な措置を行い、免税手続に必要な日本私立学校振興・共済事業団発行の「寄付金受領書」をお手許にお送りいたします。

◆損金算入について

私学事業団が寄付金を受理した日が損金算入日となりますが、本学に寄付金をお振込後に、本学から私学事業団へ入金し、私学事業団発行の受領書がお手許に届くまでには、約1ヵ月半程度を必要とします。従いまして、当該決算期に損金処理を希望される場合には、決算日の1ヵ月半前までに、お振込頂けますようお願いいたします。

受配者指定寄付の流れ



2. 特定公益増進法人寄付金（一定の限度額まで損金に算入できる寄付金）

この寄付金は、一般寄付の損金算入限度額と別枠で、これと同額まで損金として算入できます。ご寄付を頂きますと、免税手続に必要な本学発行の「寄付金受領書」と「特定公益増進法人証明書」（文部科学省発行：写）をお手許にお送りいたします。

◆法人様の税額計算は、会社規模、所得等により異なりますので、詳細については所轄税務署等にお問い合わせください。

特定公益増進法人寄付の流れ

